

# 中東呼吸器症候群(MERS)の 感染症法上の取扱い等について

平成26年5月  
厚生労働省健康局結核感染症課

# 中東呼吸器症候群(MERS)を感染症法の対象疾病 及び検疫感染症に位置づける必要性

- 1) MERSについては、これまで日本国内での発生報告はないが、中東地域では感染者が継続して認められており、中東以外の地域においても、輸入症例やそれに起因する発生が確認されている。今後、日本国内においても、輸入症例が探知される可能性はあり得る。
- 2) 輸入症例患者との接触者については、MERSウイルスに感染しても、健常者であれば、無症状もしくは軽症にとどまることも多いと考えられるが、特に基礎疾患のある者や高齢者等では重症化する恐れがある。
- 3) MERSの国内発生を防止するためには、本疾病を感染症法の対象疾病に位置付けることによって、医師からの届出を確実にし、発生状況を迅速かつ的確に把握するとともに、積極的疫学調査を行って接触者を特定するなど、必要な措置を講ずる必要があると考えられる。
- 4) 現在、結核感染症課長通知に基づき、医療機関に対してMERSの症例の報告を依頼しているが、これは法的根拠に基づくものではない。また、現状では検疫法に基づく検査・診察等の対象にはならず、入国段階での把握ができないため、感染症法に基づく措置に効果的につなげることができないおそれがある。
- 5) 以上を踏まえ、本部会では、MERSを感染症法の対象疾病及び検疫感染症に加える必要性、加える場合の感染症類型についてご審議いただきたい。

# 中東呼吸器症候群(MERS)に関して必要な措置と疾病分類

- 1) 現在までに判明している知見として、
  - 初発例の感染地域がアラビア半島地域に限定されていること、
  - 基礎疾患のある者や高齢者で重症化しやすいこと、
  - 健常者は感染しても無症状もしくは軽症で経過する場合も多いこと、
  - 限定的なヒト-ヒト感染が確認されていること、
  - 医療機関における二次感染が発生患者の多くを占めていること、
  - ウイルス保有宿主動物としては、ヒトコブラクダが有力であること、等が確認されている。
- 2) 上記事実に鑑み、国内におけるMERSの国内発生予防を図る上で、必要な措置の内容としては、以下のものが考えられる。
  - 日頃からの医療機関における標準予防策の徹底(法的措置の必要なし)
  - 医師による迅速な届出による患者の把握(四類感染症以上)
  - 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)(四類感染症以上)
  - 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供(二類感染症以上)
- 3) 2)に挙げた措置を実施し、万全な対策を期すためには、中東呼吸器症候群(MERS)を二類感染症として感染症法上に位置付けることが適当ではないか。
- 4) また、本感染症については、本年4月以降、中東地域での患者数が(市中感染、医療機関における二次感染共に)増加しているとともに、輸入症例が世界各地域(欧州(オランダ)、アジア(マレーシア)、北米(アメリカ)等)で報告されていることから、二類感染症に位置付けられるまでの間、指定感染症(二類相当)に指定することとしてはどうか。

# 中東呼吸器症候群(MERS)に準用する規定(案)

| 条項        | 項目                  | 準用の有無 | 二類感染症 |
|-----------|---------------------|-------|-------|
| 第8条第1項    | 疑似症患者への適用           | ○     | ○     |
| 第12条      | 医師の届出               | ○(※)  | ○     |
| 第13条      | 獣医師の届出              | ○     | ○     |
| 第15条      | 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査 | ○     | ○     |
| 第15条の2    | 検疫所長との連携            | (○)   | ○     |
| 第16条      | 情報の公表               | ○     | ○     |
| 第16条の2    | 協力の要請               | ○     | ○     |
| 第17条      | 健康診断                | ○     | ○     |
| 第18条      | 就業制限                | ○(※)  | ○     |
| 第19条～第22条 | 入院・移送・退院            | ○     | ○     |
| 第22条の2    | 最小限度の措置             | ○     | ○     |
| 第23条      | 書面による通知             | ○     | ○     |
| 第24条      | 感染症の診査に関する協議会       | ○     | ○     |
| 第24条の2    | 都道府県知事に対する苦情の申出     | ○     | ○     |
| 第25条      | 審査請求の特例             | ○     | ○     |
| 第27条      | 汚染された場所の消毒          | ○     | ○     |
| 第28条      | ねずみ、昆虫等の駆除          | ○     | ○     |

| 条項          | 項目                      | 準用の有無 | 二類感染症 |
|-------------|-------------------------|-------|-------|
| 第29条        | 物件に係る措置                 | ○     | ○     |
| 第30条        | 死体の移動制限等                | ○     | ○     |
| 第31条        | 生活の用に供される水の使用制限等        | ×     | ○     |
| 第32条        | 建物に係る措置                 | ×     | ×     |
| 第33条        | 交通の制限又は遮断               | ×     | ×     |
| 第34条        | 必要な最小限度の措置              | ○     | ○     |
| 第35条        | 質問及び調査                  | ○     | ○     |
| 第36条        | 書面による通知                 | ○     | ○     |
| 第37条        | 入院患者の医療                 | ○     | ○     |
| 第38条        | 感染症指定医療機関               | ○     | ○     |
| 第39条        | 他の法律による医療に関する給付との調整     | ○     | ○     |
| 第40条        | 診療報酬の請求、審査及び支払          | ○     | ○     |
| 第41条        | 診療報酬の基準                 | ○     | ○     |
| 第42条        | 緊急時等の医療に係る特例            | ○     | ○     |
| 第43条        | 報告の請求及び検査               | ○     | ○     |
| 第44条        | 厚生労働省令への委任              | ○     | ○     |
| 第54条～第56条の2 | 輸入禁止・輸入検疫・検査に基づく措置・輸入届出 | ×     | ○     |

(注)「※」は無症状病原体保有者を除く。「(○)」は検疫感染症に追加されることで直接適用。このほか、費用負担規定など。

# 中東呼吸器症候群(MERS)に関して必要な措置(検疫関係)

- 1) MERSについては、海外からの帰国者で、MERS感染の疑いがある者又は健康観察の必要がある者を入国段階で確実に把握し、感染症法に基づく国内措置に効果的につなげる必要がある。
- 2) しかしながら、現行の検疫法上、MERSは検疫感染症に位置付けられていないため、検疫法に基づく診察・検査等を実施することができない。
- 3) よって、MERSを政令で定める検疫感染症として、検疫法上に位置付けることが適当ではないか。

## (参考)

二類感染症のうち鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)、四類感染症のうちチクングニア熱、デング熱、マラリアが検疫感染症として政令により規定されている。

# 中東呼吸器症候群(MERS)の対応について

## (1) 経緯

- 平成24年9月以来、アラビア半島諸国を中心に発生が報告されている重症呼吸器感染症
- 報告された診断確定患者数635名(うち193名死亡)【5月23日時点】
- 患者が報告されている主な国: サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなど(ほか、英国、オランダ、ドイツ、フランス、チュニジア、マレーシア、米国等で輸入症例等が報告されている)
- 基礎疾患のある人や高齢者で重症化しやすい
- 接触者間での限定的なヒト-ヒト感染あり
- ウイルスの保有宿主(感染源動物)としてヒトコブラクダが有力視されている



## (2) 厚生労働省の対策

- アラビア半島とその周辺諸国からの帰国者で、MERSの症状を示す患者についての情報提供を、地方自治体を通じて医療機関に依頼(平成24年9月・11月及び平成26年5月16日)
- 地方衛生研究所に検査キットを配布し、検査体制を整備(平成25年1月末)
- 検疫所のHPやポスター掲示を通じて、アラビア半島諸国への渡航者や帰国者に対する注意喚起
- WHO等を通じた情報収集、一般国民への情報提供

## 中東呼吸器症候群(MERS)の疫学的所見

- これまでに報告された感染者は635名(うち193名死亡)【2014年5月23日時点】(今年4月以降の報告数が全体の3分の2以上を占めている)
- 発生地域は、アラビア半島諸国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール、クウェート、イエメン)
- ヨーロッパ(イタリア、英国、オランダ、ギリシャ、ドイツ、フランス)、アフリカ(エジプト、チュニジア)、アジア(フィリピン、マレーシア)及び北米(アメリカ)からも患者報告があるが、これらは全てアラビア半島諸国における感染例に起因
- 患者年齢は9ヶ月～94歳(中央値49歳)。肺炎に至る重症患者の多くに、基礎疾患(糖尿病、がん、慢性心肺疾患・腎疾患など)あり。
- 感染源、感染経路は判明していない。患者の多くに動物との接触歴はないが、ラクダとの接触歴がある者やラクダ乳を飲んだ者も含まれる。ヒトコブラクダからMERSウイルスに極めて近似したウイルスや中和抗体が検出されており、感染源の1つであると考えられている。

# 感染症法に基づく主な措置の概要

|               | 一類感染症                   | 二類感染症                          | 三類感染症                  | 四類感染症                          | 五類感染症                         | 新型インフルエンザ等感染症               |
|---------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 規定されている疾病名    | エボラ出血熱<br>ペスト<br>ラッサ熱 等 | 結核<br>SARS<br>鳥インフルエンザ(H5N1) 等 | コレラ<br>細菌性赤痢<br>腸チフス 等 | 黄熱<br>鳥インフルエンザ(H5N1<br>を除く。) 等 | インフルエンザ<br>性器クラミジア感染症<br>梅毒 等 | 新型インフルエンザ※1<br>再興型インフルエンザ※2 |
| 疾病名の規定方法      | 法律                      | 法律                             | 法律                     | 法律・政令                          | 法律・省令                         | 法律(発動は大臣による公表)              |
| 隔離【検査法】       | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 停留【検査法】       | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 検査【検査法】       | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 無症状病原体保有者への適用 | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 疑似症患者への適用     | ○                       | ○(政令で定めるもの)                    | ×                      | ×                              | ×                             | ○<br>(かかっていると疑うに正当な理由のあるもの) |
| 入院の勧告・措置      | ○                       | ○                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 就業制限          | ○                       | ○                              | ○                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 健康診断受診の勧告・実施  | ○                       | ○                              | ○                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 死体の移動制限       | ○                       | ○                              | ○                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 生活用水の使用制限     | ○                       | ○                              | ○                      | ×                              | ×                             | △※3                         |
| ねずみ、昆虫等の駆除    | ○                       | ○                              | ○                      | ○                              | ×                             | △※3                         |
| 汚染された物件の廃棄等   | ○                       | ○                              | ○                      | ○                              | ×                             | ○                           |
| 汚染された場所の消毒    | ○                       | ○                              | ○                      | ○                              | ×                             | ○                           |
| 獣医師の届出        | ○                       | ○                              | ○                      | ○                              | ×                             | ○                           |
| 医師の届出         | ○<br>(直ちに)              | ○<br>(直ちに)                     | ○<br>(直ちに)             | ○<br>(直ちに)                     | ○<br>(7日以内)                   | ○<br>(直ちに)                  |
| 積極的疫学調査の実施    | ○                       | ○                              | ○                      | ○                              | ○                             | ○                           |
| 建物の立入制限・封鎖    | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | △※3                         |
| 交通の制限         | ○                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | △※3                         |
| 健康状態の報告要請     | ×                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |
| 外出の自粛の要請      | ×                       | ×                              | ×                      | ×                              | ×                             | ○                           |



# 検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

| 類型                      |                                                                              | 実施する措置                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 検疫感染症                   | 2条1号に規定する感染症一類感染症<br>エボラ出血熱、痘そう、ペスト等                                         | 質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等<br>※隔離・停留先は医療機関        |
|                         | 2条2号に規定する感染症<br>新型インフルエンザ等感染症                                                | 質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等<br>※停留は宿泊施設でも可能。       |
|                         | 2条3号に基づき政令で指定する感染症<br>チクングニア熱、鳥インフルエンザ <sup>※</sup><br>(H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア | 質問、診察・検査、消毒等<br>(隔離・停留はできない。)             |
| 法34条に基づき政令で指定する感染症（34条） |                                                                              | 質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部<br>※隔離・停留先は医療機関 |
| 新感染症（34条の2）             |                                                                              | 質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部<br>※隔離・停留先は医療機関 |